子ども・子育て会議	
資料3	R5.8.2

いづみ・やましろ保育園の認定こども園移行について(案)

1.趣旨

「木津川市公立保育所民営化等実施計画(平成29年6月策定)」において、「いづみ保育園」及び「やましろ保育園」を令和6年度に幼保連携型認定こども園に移行することとしており、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て家庭に対する支援を行うため、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)」の規定に基づき、木津川市立認定こども園を設置するものです。

2. 名称、位置及び類型

名称(仮称)	位置	類型
いづみこども園	木津川市加茂町里西鳥口 95 番地 幼保連携型	
	(現いづみ保育園)	
やましろこども園	木津川市山城町北河原古屋敷 41 番地 1	幼保連携型
	(現やましろ保育園)	

3. 定員

名称 (仮称)			※参考:現在籍実員	
50-10. (18X-10-)	. 3	2 3	<u> </u>	(R5.6 現在)
いづみこども園	9人	221人	230人	2 人
やましろこども園	9人	241人	250人	207人

4. 入園の資格

Ⅰ号認定:市内に住所を有する満3歳以上の小学校就学前子ども2号認定:満3歳以上の保育を必要とする小学校就学前子ども3号認定:満3歳未満の保育を必要とする小学校就学前子ども

5. 保育料等

木津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則 (令和元年木津川市規則第 13 号)による

6. 開園時間等

(1)開園時間

平 日:午前7時30分~午後7時 土曜日:午前7時30分~午後5時

(2)教育・保育時間

教育時間:午前8時30分~午後|時(月~金)

保育時間:(保育標準時間)平 日:午前7時30分~午後6時30分

土曜日:午前7時30分~午後5時

(保育短時間) 平 日:午前8時30分~午後4時30分

土曜日:午前8時30分~午後4時30分

(3)学年(学期)

| 学期:4月|日から8月3|日まで | 2学期:9月|日から|2月3|日まで | 3学期:|月|日から3月3|日まで

(4)休業日

教育時間:日曜日、土曜日、祝日、夏季、冬季、学年始末

保育時間:日曜日、祝日、年末年始

(5)教育及び保育の内容

「幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 | 号)」を踏まえるとともに、幼稚園教育要領(平成29年文部科学省告示第62号)」及び「保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)」に基づき、教育又は保育の提供を行います。

7. 設置日

令和6年4月1日

木津川市条例第 号

木津川市立認定こども園条例(案)

(設置)

第1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「法」という。)の規定に基づき、子ども(法第2条第1項に規定する子どもをいう。以下同じ。)に対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を行うため、木津川市立認定こども園(以下「認定こども園」という。)を設置する。

(認定こども園の類型)

- 第2条 認定こども園の類型は、次のとおりとする。
 - (1) 幼保連携型 幼稚園及び保育所が連携し、一体的な運営を行うことにより、 認定こども園の機能を果たすもの
 - (2) 幼稚園型 幼稚園が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たすもの
 - (3) 保育所型 保育所が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たすもの

(名称、位置及び類型)

第3条 認定こども園の名称、位置及び類型は、次のとおりとする。

名称	位置	類型
いづみこども園	木津川市加茂町里西鳥口95番地	幼保連携型
やましろこども園	木津川市山城町北河原古屋敷41番地1	幼保連携型

(事業)

- 第4条 認定こども園は、次に掲げる事業を行う。
 - (1) 教育及び保育
 - (2) 法第2条第12項に規定する子育て支援事業のうち、地域における教育及 び保育に対する需要に照らし市長が必要と認める事業

- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業 (入園の資格)
- 第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、認定こども園に入園することができる ものとする。
 - (1) 市内に住所を有する子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第 19条第1号に規定する小学校就学前子ども
 - (2) 子ども・子育て支援法第19条第2号に規定する小学校就学前子ども
 - (3) 子ども・子育て支援法第19条第3号に規定する小学校就学前子ども (保育料)
- 第6条 認定こども園に通園している子どもの保護者(以下「利用者」という。)は、 規則で定める額(以下「利用者負担額」という。)を納付しなければならない。 (延長保育料)
- 第7条 利用者は、延長保育(規則で定める保育時間を超えて行う保育をいう。)を 利用した場合は、規則で定める延長保育料を納付しなければならない。 (預かり保育料)
- 第8条 利用者は、預かり保育(規則で定める教育時間を超えて行う保育をいう。) を利用した場合は、規則で定める預かり保育料を納付しなければならない。 (副食費)
- 第9条 副食の提供を受けた満3歳以上の子ども・子育て支援法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子ども(満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。)に係る利用者は、規則で定める副食費を納付しなければならない。

(利用者負担額等の減免)

第10条 市長は、特に必要があると認めるときは、利用者負担額、延長保育料、預かり保育若しくは副食費を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行日の前日において、次の表の左欄に掲げる保育園に在籍する者(施行日において入園の資格を満たすものに限る。)が、この条例の施行の日にそれぞれ同表右欄に掲げる認定こども園に入園しようとする場合は、同日において当該入園について承諾したものとみなす。

いづみ保育園	いづみこども園
やましろ保育園	やましろこども園

(木津川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改 正)

4 木津川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(平成19年木津川市条例第50号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(職員)	(職員)
第2条 この条例において「職員」とは、	第2条 この条例において「職員」とは、
議会の議員、委員会の非常勤の委員、	議会の議員、委員会の非常勤の委員、
非常勤の監査委員、審査会、審議会及	非常勤の監査委員、審査会、審議会及
び調査会等の委員その他の構成員、非	び調査会等の委員その他の構成員、非
常勤の調査員及び嘱託員その他の非常	常勤の調査員及び嘱託員その他の非常

動の職員(地方公務員災害補償法施行令(昭和42年政令第274号)第1 条に規定する職員を除く。)で次に掲げる者以外の者をいう。

- (1) (略)
- (2) 木津川市立<u>学校等</u>の学校医、 学校歯科医及び学校薬剤師の公務 災害補償に関する条例(平成19 年木津川市条例第84号)の適用 を受ける者
- (3) (略)

動の職員(地方公務員災害補償法施行 令(昭和42年政令第274号)第1 条に規定する職員を除く。)で次に掲 げる者以外の者をいう。

- (1) (略)
- (2) 木津川市立<u>幼稚園、小学校及び中学校</u>の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(平成19年木津川市条例第84号)の適用を受ける者
- (3) (略)

(木津川市立幼稚園、小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)

5 木津川市立幼稚園、小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(平成19年木津川市条例第84号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後		
木津川市立 <u>学校等</u> の学校医、	木津川市立 <u>幼稚園、小学校</u>	
学校歯科医及び学校薬剤師	<u>及び中学校</u> の学校医、学校	
の公務災害補償に関する条 歯科医及び学校薬剤師の公		
例	務災害補償に関する条例	
(趣旨)	(趣旨)	
第1条 この条例は、公立学校の学校医、	第1条 この条例は、公立学校の学校医、	
学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害	学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害	

補償に関する法律(昭和32年法律第一 143号。以下第3条において「法」 という。)第4条第1項の規定に基づ き、木津川市立の学校等(学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第1条に 規定する学校及び就学前の子どもに関 する教育、保育等の総合的な提供の推 進に関する法律(平成18年法律第7 7号) 第2条第7項に規定する幼保連 携型認定こども園(以下「幼保連携型 認定こども園」という。)をいう。) の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師 (以下「学校医等」という。) の公務 上の災害(負傷、疾病、障害又は死亡 をいう。以下同じ。) に対する補償(以 下「補償」という。) の範囲、金額及 び支給方法その他補償に関し必要な事 項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」 とは、木津川市教育委員会(幼保連携 型認定こども園の学校医等に係る補償 にあっては、市長)をいう。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事 | 第6条 この条例の施行に関し必要な事 項は、教育委員会規則(幼保連携型認 定こども園の学校医等に係る補償にあ

補償に関する法律(昭和32年法律第 143号。以下第3条において「法」 という。)第4条第1項の規定に基づ き、木津川市立の幼稚園、小学校及び 中学校の学校医、学校歯科医及び学校 薬剤師(以下「学校医等」という。) の公務上の災害(負傷、疾病、障害又 は死亡をいう。以下同じ。) に対する 補償(以下「補償」という。)の範囲、 金額及び支給方法その他補償に関し必 要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」 とは、木津川市教育委員会をいう。

(委任)

項は、教育委員会規則で定める。

(木津川市保育所条例の一部改正)

6 木津川市保育所条例(平成19年木津川市条例第115号)の一部を次のように 改正する。

(下線部分は改正部分)

(延長保育料) 第4条 利用者は、第1条に規定する保育所のうち、相楽保育園、清水保育園、 木津保育園、相楽台保育園、南加茂台保育園及び木津保育園分園が実施する 延長保育(市長が別に定める保育時間を超えて行う保育をいう。)を利用した場合は、延長保育料を納付しなければならない。

改正後

2·3 (略)

別表 (第1条関係)

名称	位置
(略)	(略)
相楽台保育園	木津川市相楽台2
	丁目11番地
南加茂台保育	木津川市南加茂台
康	3丁目2番地

改正前

(延長保育料)

第4条 利用者は、第1条に規定する保育所のうち、相楽保育園、清水保育園、 木津保育園、相楽台保育園、いづみ保育園、南加茂台保育園、やましろ保育園、やましろ保育園人で大津保育園分園が実施する延長保育(市長が別に定める保育時間を超えて行う保育をいう。)を利用した場合は、延長保育料を納付しなければならない。

2 • 3 (略)

別表 (第1条関係)

名称	位置
(略)	(略)
相楽台保育園	木津川市相楽台2
	丁目11番地
いづみ保育園	木津川市加茂町里
	<u>西鳥口95番地</u>
南加茂台保育	木津川市南加茂台
園	3丁目2番地

(略)	(略)	

やましろ保育	木津川市山城町北
<u>粛</u>	河原古屋敷41番
	地1
(略)	(略)